



平成 21 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 日本製箔株式会社
代表者名 取締役社長 野口 泰秀
(コード番号 5739 東証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 中村 幸一
(TEL. 03-5212-1751)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の取得について、平成 21 年 9 月 8 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において承認決議された場合、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は平成 21 年 9 月 9 日から平成 21 年 10 月 8 日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成 21 年 10 月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更

1. A 種種類株式発行に係る定款の一部変更の件（定款一部変更（1）の件）

(1) 変更の理由

平成 21 年 5 月 19 日付当社プレスリリース「古河スカイ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてご報告申しあげておりますとおり、古河スカイ株式会社（以下「古河スカイ」といいます。）は、平成 21 年 5 月 20 日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 7 月 21 日（決済開始日）をもって、当社普通株式 22,553,277 株を保有するに至り、その議決権の数は 22,553 個となり、平成 21 年 3 月 31 日における当社の総株主の議決権の数 23,918 個に単元未満株式（当社保有の単元未満株式を除く）に係る議決権の数である 58 個を加えた議決権の数 23,976 個に対する割合は約 94.06%となりました。古河スカイが当社の発行済株式（当社の自己株式を除きます。）の全てを取得する手続き（以下「本完全子会社化」といいます。）を実施することによって、当社は、古河スカイの経営資源を効率的に活用する事により体質強化が可能となり、その結果として将来拡大が期待される市場への対応をより強固なものとし、当社の利益拡大と古河スカイグループの価値向上に寄与できると考え、下記の方法により本完全子会社化を実施することが最適かつ必要と判断いたしました。

以上をふまえ、当社は、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全子会社化を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①に加えて当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総

会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、その対価として、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式 1 株あたり、149 万 6,000 分の 1 株の割合で交付する旨を定めるものといたします。

- ③会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式を有する株主（当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、その対価として、各全部取得条項付普通株主に対して、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式 1 株あたり 149 万 6,000 分の 1 株の割合で交付する旨を定めるものといたします。

会社法第 171 条第 1 項及び会社法第 108 条第 1 項第 7 号の規定により、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行することができるものとされておりますので、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。係る種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が上記③記載のとおり株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、古河スカイを除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられる当社の A 種種類株式は、本完全子会社化が実施されるよう、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する A 種種類株式の割り当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましても、会社法第 234 条の規定に従って以下のとおり処理がなされ、最終的には、各全部取得条項付普通株主に対して現金が交付されます。すなわち、当社は、全部取得条項付普通株主に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）を会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て古河スカイに対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましても、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する各全部取得条項付普通株式数に 150 円（本公開買付けにおける買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更（1）の件は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更（1）の件にかかる定款変更は、定款一部変更（1）の件が承認可決された時点で効力を生じるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数、単元株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数、単元株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は3,999万9,960株、A種類株式の発行可能株式総数は40株とする。</u></p> <p>2. 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p><u>(A種類株式)</u> 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、<u>A種株主又はA種登録株式質権者は、A種類株式1株当たり、普通株式1,496,000株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></u></p> <p><u>(種類株主総会)</u> 第17条 <u>第13条、第14条及び前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第18条～第41条 (現行どおり)</p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更（2）の件）

（1）変更の理由

定款一部変更（1）の件でご説明申しあげましたとおり、当社は本完全子会社化の実施によって、古河スカイの経営資源を効率的に活用する事により体質強化が可能となり、その結果として将来拡大が期待される市場への対応をより強固なものとし、当社の利益拡大と古河スカイグループの価値向上に寄与できるものと確信しております。

定款一部変更（2）の件は、本定款一部変更等の②として、定款一部変更（1）の件による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定め、及び、当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、その対価として、A種種類株式を全部取得条項付普通株式1株あたり149万6,000分の1株の割合で交付する旨の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、古河スカイを除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられる当社のA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

なお、定款一部変更（2）の件にかかる定款変更は（i）定款一部変更（1）の件にかかる定款変更の効力が生ずること、（ii）後記全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が原案どおりに承認可決されること、及び（iii）全部取得条項付普通株主による種類株主総会において定款一部変更（2）の件と同内容の変更案にかかる議案が承認可決されることを条件として、効力を生じるものであります。

また、定款一部変更（2）の件にかかる定款変更の効力発生日は平成21年10月16日といたします。

（2）変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現行定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を149万6,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

(1) 全部取得条項付普通株式を取得することを必要とする理由

定款一部変更（1）の件でご説明申しあげましたとおり、当社は本完全子会社化の実施によって、古河スカイの経営資源を効率的に活用する事により体質強化が可能となり、その結果として将来拡大が期待される市場への対応をより強固なものとし、当社の利益拡大と古河スカイグループの価値向上に寄与できるものと確信しております。

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件（以下、「全部取得決定の件」といいます。）は、本定款一部変更等の③として、会社法第 171 条並びに定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株主に対し取得対価として、定款一部変更（1）の件による変更後の定款により設けられる A 種種類株式を交付するものであります。

全部取得決定の件についてご承認いただいた場合、古河スカイを除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられる当社の A 種種類株式は、本完全子会社化が実施されるよう、1 株未満の端数となる予定です。かかる端数につきましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり処理がなされ、最終的には各全部取得条項付普通株主に対して現金が交付されることとなります。すなわち、当社は、全部取得決定の件が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、古河スカイに対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 150 円（本公開買付けにおける買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得決定の件にかかる全部取得条項付普通株式の取得は定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件に係る定款変更の効力が生ずることを条件として効力を生じるものであります。

(2) 全部取得条項付普通株式取得の内容

① 全部取得条項付普通株式取得と引換えに交付する取得対価及び全部取得条項付普通株主に対する取得対価の割当てに関する事項

当社は、会社法第 171 条並びに定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、下記②において定める取得日において、別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主（当社を除きます。）の有する全部取得条項付普通株式を取得し、その対価として、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式 1 株あたり 149 万 6,000 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。

②取得日

平成 21 年 10 月 16 日

③その他

その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要

本定款一部変更等の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日	平成 21 年 7 月 29 日(水)
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会開催日	平成 21 年 8 月 12 日(水)
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日	平成 21 年 9 月 8 日(火)
A 種種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更（1）の件）の効力発生日	平成 21 年 9 月 8 日(火)
全部取得条項付普通株式全部取得の基準日設定の公告日	平成 21 年 9 月 9 日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更（2）の件）に係る通知公告日	平成 21 年 9 月 9 日(水)
整理銘柄への指定日	平成 21 年 9 月 9 日(水)
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 10 月 8 日(木)
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 10 月 9 日(金)
全部取得条項付普通株式の全部取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 10 月 15 日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更（2）の件）の効力発生日	平成 21 年 10 月 16 日(金)
全部取得条項付普通株式の全部取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 10 月 16 日(金)

（ご参考）

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議事項は以下のとおりです。

【臨時株主総会】

決議事項

- 第 1 号議案 A 種種類株式発行に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更（1）の件）
- 第 2 号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更（2）の件）
- 第 3 号議案 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

【普通株主による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更（2）の件）

以上